

議案第 8 5 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第 3 項の規定により議決を求める。

平成 2 2 年 2 月 9 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

路 線 名	延 長 m	幅 員 m	起 点	終 点	重要な経過地
B 第 1 0 9 号 線	198 63	5 49 ~ 5 50	さいたま市桜区新開 四丁目 3 2 5 1 番 2 地先	さいたま市桜区新開 四丁目 3 2 5 7 番 2 地先	
B 第 1 1 4 号 線	103 40	1 90 ~ 2 80	さいたま市桜区大字 下大久保字本村 6 8 1 番 1 地先	さいたま市桜区大字 下大久保字兵庫田 4 9 7 番 1 地先	
L 第 3 7 0 号 線	76 80	1 80	さいたま市緑区松木 一丁目 2 4 番地先	さいたま市緑区大字 三室字南宿 1 7 8 7 番地先	
L 第 3 7 1 号 線	13 20	1 80	さいたま市緑区大字 三室字南宿 1 7 8 6 番地先	さいたま市緑区大字 三室字南宿 1 7 8 6 番地先	
L 第 3 7 4 号 線	23 50	0 90	さいたま市緑区大字 三室字南宿 1 8 0 3 番地先	さいたま市緑区大字 三室字南宿 1 8 0 3 番地先	
L 第 3 7 5 号 線	32 30	1 20	さいたま市緑区大字 三室字南宿 1 8 0 5 番地先	さいたま市緑区大字 三室字南宿 1 8 0 7 番地先	
L 第 3 7 7 号 線	43 70	0 90	さいたま市緑区大字 三室字南宿 1 8 2 3 番地先	さいたま市緑区大字 三室字南宿 1 8 2 0 番地先	
L 第 4 0 1 号 線	210 35	1 80 ~ 2 90	さいたま市緑区大字 中尾字不動谷 4 2 4 番地先	さいたま市緑区大字 中尾字駒前 8 4 8 番 地先	
L 第 8 9 7 号 線	70 00	4 30	さいたま市緑区大字 中尾字駒前 7 4 7 番 5 地先	さいたま市緑区大字 中尾字駒前 7 5 0 番 3 地先	
L 第 9 5 8 号 線	155 90	0 90 ~ 4 30	さいたま市緑区大字 中尾字不動谷 5 1 9 番 2 地先	さいたま市緑区大字 中尾字駒前 7 4 3 番 1 地先	
L 第 9 6 0 号 線	55 95	1 80	さいたま市緑区大字 中尾字駒前 7 8 4 番 地先	さいたま市緑区大字 中尾字駒前 8 5 0 番 1 地先	
1 1 4 7 6 号 線	80 50	1 82	さいたま市見沼区大 字蓮沼字薊ヶ谷戸 7 6 2 番地先	さいたま市見沼区大 字蓮沼字薊ヶ谷戸 7 4 7 番地先	

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
1 1 6 9 5 号線	265 10	1 10 ~ 5 90	さいたま市見沼区島 町1032番3地先	さいたま市見沼区島 町1018番地先	
1 1 6 9 6 号線	50 80	1 00 ~ 5 80	さいたま市見沼区島 町1038番地先	さいたま市見沼区島 町1037番地先	
1 1 6 9 7 号線	248 40	2 70 ~ 4 70	さいたま市見沼区島 町967番5地先	さいたま市見沼区島 町1016番地先	
1 1 7 2 3 号線	101 00	2 90 ~ 5 40	さいたま市見沼区島 町605番地先	さいたま市見沼区島 町744番地先	
1 1 7 2 4 号線	549 40	1 60 ~ 6 30	さいたま市見沼区島 町550番地先	さいたま市見沼区島 町493番1地先	
1 1 7 2 6 号線	26 80	2 70 ~ 3 70	さいたま市見沼区島 町542番地先	さいたま市見沼区島 町522番地先	
1 2 2 7 1 号線	59 20	4 40 ~ 7 40	さいたま市見沼区島 町758番1地先	さいたま市見沼区島 町762番1地先	
1 2 2 7 2 号線	90 30	3 00 ~ 8 70	さいたま市見沼区島 町807番1地先	さいたま市見沼区島 町1018番4地先	